

# 「約款・規定集（個人のお客さま用）」の新旧対照表

2025年3月

## 1. 2025年4月1日付の約款・規定の改定

2025年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
証券取引約款	
第8章 株式累積投資	
第81条（金銭の払込み） (1)（省略） (2)払込金の額は、1万円以上の金額で <u>200万円</u> に満たない額とします。 (3)～(5)（省略）	第81条（金銭の払込み） (1)（省略） (2)払込金の額は、1万円以上の金額で <u>100万円</u> に満たない額とします。 (3)～(5)（省略）
第9章 金額・株数指定取引	
（削除）	附則 第1条（定期定額売却の廃止に伴う経過措置） <u>2025年1月24日を効力発生日とする第9章（金額・株数指定取引）において「定期定額売却」を削除する改定の適用に関して、効力発生日の前営業日の時点で定期定額売却の設定があるお客さまについては、改定前の第92条の8(7)に従い効力発生日の前営業日午後3時直前に定期定額売却の解除があったものとして取り扱います。</u>
<u>2025年4月1日改定</u>	<u>2025年1月24日改定</u>
生命保険料振込に関する約款	
第1条（約款の趣旨） この生命保険料振込に関する約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さま（個人に限ります。以下同じ。）がSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集代理人として保険会社に生命保険契約の申込みをする場合の一時払保険料の振込みに関する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）について定めたものです。	第1条（約款の趣旨） この生命保険料振込に関する約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集代理人として保険会社に生命保険契約の申込みをする場合の一時払保険料の振込みに関する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）について定めたものです。
第3条（保険会社への振込み） 当社は、お客さまから前条に規定する振込依頼金額の振込依頼を受けた場合、以下の対応を行います。 ①（省略） ②外貨の場合：お客さまの口座の払込通貨建ての預り金の残高（以下「外貨振込可能残高」といいます。円貨振込可能残高と外貨振込可能残高を併せて、以下「振込可能残高」といいます。）から保険会社の指定口座へ、振込依頼金額の振込みを行います。	第3条（保険会社への振込み） 当社は、お客さまから前条に規定する振込依頼金額の振込依頼を受けた場合、以下の対応を行います。 ①（省略） ②外貨の場合：お客さまの口座の払込（指定）通貨建ての預り金の残高（以下「外貨振込可能残高」といいます。円貨振込可能残高と外貨振込可能残高を併せて、以下「振込可能残高」といいます。）から保険会社の指定口座へ、振込依頼金額の振込みを行います。
第4条（振込日） 1.当社は、保険会社の指定口座への振込依頼金額の振込み（以下「本振込み」といいます。）を、以下の日付（以下「当初振込日」といいます。）で行います。 ①～②（省略） 2.お客さまが一つまたは複数の生命保険契約の申込みを行った場合において、振込可能残高が振込依頼金額に不足することが判明したときは、当社は、全部または一部の生命保険契約の申込みについて、当初振込日付での本振込みを行いません。 3.（省略） 4.当初振込日または再振込日が払込通貨発行国の休日にあたるため振込手続きができない場合は、その翌営業日に本振込みを行います。	第4条（振込日） 1.当社は、保険会社の指定口座への振込依頼金額の振込み（以下「本振込み」といいます。）を、以下の日付（以下、「当初振込日」といいます。）で行います。 ①～②（省略） 2.お客さまが一つ又は複数の生命保険契約の申込みを行った場合において、振込可能残高が振込依頼金額に不足することが判明したときは、当社は、全部または一部の生命保険契約の申込みについて、当初振込日付での本振込みを行いません。 3.（省略） 4.当初振込日または再振込日が払込（指定）通貨発行国の休日にあたるため振込手続きができない場合は、その翌営業日に本振込みを行います。
<u>2025年4月1日改定</u>	<u>2023年4月1日改訂</u>
外国証券償還金・配当金・利金・分配金の支払代理受領事務に関しご留意いただく事項	
(1)（省略） (2)SMBC日興証券株式会社の役割 当社の保管機関に保管されている外国証券の償還金ならびに配当金、利金および収益分配金等の果実（以下、「償還金等」といいます。）につきましては、外国証券取引口座約款第17条および証券取引約款第36条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客さまに代わって受領し、お客さまにお支払いいたします。	(1)（省略） (2)SMBC日興証券株式会社の役割 当社の保管機関に保管されている外国証券の償還金ならびに配当金、利金および収益分配金等の果実（以下、「償還金等」といいます。）につきましては、外国証券取引口座約款第17条および証券取引約款第36条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客さまに代わって受領し、お客さまにお支払いいたします。

<p>なお、<u>外国証券取引口座約款第17条第7号に係る我が国以外で課せられた源泉徴収税の還付手続きは、原則、お客さまの申し出を受けて手続きいたします。その手続きにあたり、当社の保管機関から手数料を徴収された場合は、当社が要した実費についてお客さまが当社に支払うもの</u>といたします。</p> <p>(3)お客さまへのお支払い時期 すべての外国証券の償還金等の支払手続きは当社の保管機関を通じて行われます。</p> <p>当社は当社の保管機関の当社口座において償還金等を代理受領し、公租公課・諸費用を控除の上、お客さまにお支払いいたしますが、時差の関係から、原則として、<u>海外支払日の翌国内銀行営業日以降</u>に、お客さまにお支払いいたします。</p> <p>また、当該海外支払日が、目論見書等に規定されている国・都市、もしくは、支払代理人の所在する国・都市の銀行休業日に当たる場合は、当該国・都市における償還金等の支払いは一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへの支払日もそれに準じて変更されます。</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>(3)お客さまへのお支払い時期 すべての外国証券の償還金等の支払手続きは当社の保管機関を通じて行われます。</p> <p>当社は当社の保管機関の当社口座において償還金等を代理受領し、公租公課・諸費用を控除の上、お客さまにお支払いいたしますが、時差の関係から、原則として、海外支払日の翌国内銀行営業日に、お客さまにお支払いいたします。</p> <p>また、当該海外支払日が、目論見書等に規定されている国・都市、もしくは、支払代理人の所在する国・都市の銀行休業日に当たる場合は、当該国・都市における償還金等の支払いは一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへの支払日もそれに準じて変更されます。</p> <p>(4) (省 略)</p>
2025年4月1日改定	2024年4月1日改定

## 2. 2025年4月14日付の約款・規定の改定

2025年4月14日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<b>証券取引約款</b>	
<b>第1章 総則</b>	
<p>第2条(定義) (1)~(2) (省 略)</p> <p>(3)上記(2)に掲げる取引のほか、この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。</p> <p>①証券総合口座 「証券総合口座」とは、お客さまが総合取引のお申込みをされた口座のことをいいます。なお、当該口座においては、第12章に規定する日興MRFの自動買付および自動換金(以下「自動スweep取引」といいます。)が行われます。ただし、証券総合口座の開設は、個人のお客さまに限らせていただきます。</p> <p>②~⑦ (省 略)</p>	<p>第2条(定義) (1)~(2) (省 略)</p> <p>(3)上記(2)に掲げる取引のほか、この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。</p> <p>①証券総合口座 「証券総合口座」とは、お客さまが総合取引のお申込みに加えて、日興MRF累投口を開設された口座のことをいいます。なお、当該口座においては、第12章に規定する日興MRFの自動買付および自動換金(以下「自動スweep取引」といいます。)が行われます。ただし、証券総合口座の開設は、個人のお客さまに限らせていただきます。</p> <p>②~⑦ (省 略)</p>
<b>第2章 申込方法等</b>	
<p>第3条の2(反社会的勢力ではないこと等の表明・確約) (1)お客さまは、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の①のイからトのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確約していただきます。</p> <p>①現在かつ将来にわたり次のイからトのいずれにも該当しないこと</p> <p>イ. ~ホ. (省 略)</p> <p>ハ. <u>準暴力団およびその他の犯罪集団</u></p> <p>ト. <u>その他イからハに準ずる者</u></p> <p>②自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないこと</p> <p>イ. ~ホ. (省 略)</p> <p>(2)お客さまが、当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合その他当社のサービスの利用を申し込みまたはそのサービスを利用する場合には、次に掲げる事項を確約していただきます。</p> <p>①当社に預け入れようとする資金等が「<u>犯罪収益移転防止法</u>」に定める「<u>犯罪による収益</u>」に該当しないこと</p> <p>②「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与(以下「<u>テロ資金供与</u>」)を行わないこと</p> <p>③日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと</p>	<p>第3条の2(反社会的勢力でないこと等の表明・確約) お客さまは、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の①のイからハのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確約していただきます。</p> <p>①現在かつ将来にわたり次のイからハのいずれにも該当しないこと <u>の表明・確約</u></p> <p>イ. ~ホ. (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>ハ. <u>その他イからホに準ずる者</u></p> <p>②自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないこと <u>の確約</u></p> <p>イ. ~ホ. (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

<p>(3)前各項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要とする場合において、当社は、お客さまに対し、資産・収入の状況、取引目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関して情報提供を求めることがあります。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第4条(内部者登録の届出)  お客さまは、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買を初めて行う際、当社に日本証券業協会の規則に定める「上場会社等の役員等」(ただし、当社では上場会社等、その親会社または主な子会社の従業者については、所属する部署にかかわらず、すべての者を対象とします。)に該当するか否かをあらかじめ当社所定の方法により届け出ていただきます。</p>	<p>第4条(内部者登録の届出)  お客さまは、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買を初めて行う際、当社に日本証券業協会の定める規則の「上場会社等の役員等」に該当するか否かをあらかじめ当社所定の方法により届け出ていただきます。</p>
<p>第5条(総合取引)  (1) (省 略)  (2)お客さまが総合取引の申込みをされる場合には、原則として、次の申込みを同時にさせていただきます。  ①証券総合口座(日興MRF累投口の設定)  ②外国証券取引口座  ③振込先指定方式の利用  ④日興カードの利用  (3)前項の規定にかかわらず、お客さまから当社所定の手続きによる個別の申し出がある場合その他当社がお客さまによるご利用を要しないと判断した場合には、前記(2)①から④の全部または一部の申込みを要しないものとします。  (4)お客さまには、総合取引開始時または当社が必要と認めるときに印鑑を届け出ていただきます。  (5)お客さまには、総合取引の申込みと同時に保護預り口座および振替決済口座を開設していただきます。その場合、第2条(1)①から⑦に掲げる各取引がいつでもご利用いただけます。</p>	<p>第5条(総合取引)  (1) (省 略)  (2)お客さまが総合取引の申込みをされる場合には、原則として、次の申込みを同時にさせていただきます。  (新 設)  (新 設)  ①振込先指定方式の利用  ②日興カードの利用  (新 設)  (3)お客さまには、総合取引開始時または当社が必要と認めるときに印鑑を届け出ていただきます。  (4)お客さまには、総合取引の申込みと同時に保護預り口座および振替決済口座を開設していただきます。その場合、第2条(1)①から⑦に掲げる各取引がいつでもご利用いただけます。</p>
<p>第12条(外国証券の取引)  (1)当社は、お客さまから総合取引の申込みを新規に受け付ける場合、第5条(3)の規定に該当するときを除き、外国証券取引口座の申込みがあったものとして取り扱い、外国証券取引口座が開設されます。  (2)外国証券取引口座を未開設のお客さまが、当社で外国証券の取引を行われる際には、「外国証券取引口座設定申込書」を提出していただく方法または当社が定める方法により申込みを受け、当社が承諾した場合に、外国証券取引口座が開設されます。  (3)当社は、外国証券取引口座の契約を締結する際には、外国証券取引口座約款をお渡しします。  (4)前項の規定にかかわらず、当社は、外国証券の取引を行おうとするお客さまに既に外国証券取引口座約款をお渡ししている場合で、改めてお客さまから約款交付を求める旨の申出がないときは、約款を再交付いたしません。</p>	<p>第12条(外国証券の取引)  (新 設)  (1)お客さまが、当社で外国証券の取引を行われる際には、「外国証券取引口座設定申込書」を提出していただく方法または当社が定める方法により申込みを受け、当社が承諾した場合に、外国証券取引口座が開設されます。  (2)当社は、外国証券取引口座の契約を締結する際には、外国証券取引口座約款をお渡しします。  (3)前項の規定にかかわらず、当社は、外国証券の取引を行おうとするお客さまに既に外国証券取引口座約款をお渡ししている場合で、改めてお客さまから約款交付を求める旨の申出がないときは、約款を再交付いたしません。</p>
<p>第13条(証券総合口座)  (1)当社は、お客さまから総合取引の申込みを新規に受け付ける場合、第5条(3)の規定に該当するときを除き、証券総合口座(日興MRF累投口の設定)の申込みがあったものとして取り扱い、証券総合口座(日興MRF累投口)が開設されます。  (2)証券総合口座をご利用されていないお客さまが、当社所定の方法により、当社に証券総合口座を申込み、当社が承諾した場合に、証券総合口座による取引およびサービスをご利用いただけます。  (3)証券総合口座のご利用にあたっては、あらかじめ日興MRF累投口を設定していただきます。</p>	<p>第13条(証券総合口座)  (新 設)  (1)お客さまが、当社所定の方法により、当社に証券総合口座を申し込み、当社が承諾した場合に、証券総合口座による取引およびサービスをご利用いただけます。  (2)証券総合口座のご利用にあたっては、あらかじめ日興MRF累投口を設定していただきます。</p>
<p style="text-align: center;">第19章 雑則</p>	
<p>第165条(取扱いの停止または解約)  (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。  ①～② (省 略)  ③お客さまが第3条の2の反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。  ④お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、準暴</p>	<p>第165条(取扱いの停止または解約)  (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。  ①～② (省 略)  ③お客さまが第3条の2の反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。  ④お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その</p>

<p>力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。 ⑤～⑧ (省 略) (2)～(12) (省 略)</p>	<p>他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。 ⑤～⑧ (省 略) (2)～(12) (省 略)</p>
2025年4月14日改定	2025年4月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(契約の解除) 第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。 (1)～(2) (省 略) (3)申込者が口座開設申込時にした反社会的勢力ではないこと等についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。 (4)申込者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、<u>準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</u> (5)～(6) (省 略) 2～3 (省 略)</p>	<p>(契約の解除) 第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。 (1)～(2) (省 略) (3)申込者が口座開設申込時にした反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。 (4)申込者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、<u>その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</u> (5)～(6) (省 略) 2～3 (省 略)</p>
2025年4月14日改定	2024年4月1日改定

3. 2025年4月14日付の「電子交付サービス取扱規程」の改定（新名称：「電子交付関連サービス取扱約款」）  
2025年4月14日を効力発生日として「約款・規定集（個人のお客さま用）」に掲載されている「電子交付サービス取扱規程」を改定いたします（改定後の新しい名称は「電子交付関連サービス取扱約款」となります。）。下線部分が改定箇所となります。

なお、本改定のほか、当社のメール電子交付サービス、Eメール・FAXによる電子交付サービスに関する個別約款「電子交付サービスに関する取扱約款」及び「E-メール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」（「約款・規定集（個人のお客さま用）」には掲載していません。）もそれぞれ改定され、これらの約款の内容が「電子交付関連サービス取扱約款」に統一されます。これらの約款それぞれの改定内容に関しては、下記QRコードから新旧対照表を確認いただけます。（[https://www.smbcnikko.co.jp/service/online/ekoufu\\_mail/pdf/yakkan.pdf](https://www.smbcnikko.co.jp/service/online/ekoufu_mail/pdf/yakkan.pdf)）

スマートフォン用アクセスページはこちら→



改定後（新）	改定前（旧）
電子交付関連サービス取扱約款	電子交付サービス取扱規程
<p>第1条 本取扱約款の趣旨 電子交付関連サービス取扱約款（以下「本取扱約款」といいます。）は、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）およびお客さまが、それぞれ相手方に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾、確認その他の意思表示を含みます。以下同じ。）について、<u>当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電子メール、インターネット、ファクシミリ装置その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「デジタル提供」といいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。</u></p>	<p>第1条 規程の趣旨 この規程は、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまへ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めたものです。</p>
<p>2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスを対象とします。 (1)日興イーजीトレード電子交付サービス 第3条第1項第3号および同項第4号または同条第2項第2号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。以下、このサービスを「電子交付サービス」といいます。 (2)メール電子交付サービス 第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。 (3)EメールおよびFAXによる電子交付サービス</p>	（新 設）

<p>第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。</p>	
<p>第2条 対象書面 本サービスの対象とする書面(以下「対象書面」といいます。)の種類は、<u>金融商品取引法、税法その他の法令、金融商品取引業協会等の自主規制機関の定める規則(以下「法令諸規則」といいます。)</u>においてデジタル提供の対象とすることが可能な書面および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が本サービスの対象として定め、<u>当社のホームページ上にデジタル提供を行う書面として掲げる書面とします。</u>なお、対象書面は、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」に区分したうえで公表します。</p>	<p>第2条 対象書面 1.本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号の区分ごとに掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)とします。 (1)報告書等 取引報告書 取引残高報告書 運用報告書 取引内容等を記載した書面のうち当社が定めるもの 特定口座年間取引報告書 上場株式配当等の支払通知書(当社が定めるものに限る。) <u>金融商品取引法、税法その他これらの関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</u> (2)投資信託(上場投資信託を除く。)の目論見書等 投資信託の募集・売出しに係る目論見書 投資信託約款 本号の商品に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面 <u>金融商品取引法その他関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</u> (3)株式・債券等の目論見書等 株式、債券、及び上記(2)を除くその他の有価証券の募集・売出しに係る目論見書 国際機関が発行する債券の募集・売出しに係る販売説明書(金融商品取引法施行令第2条の11に規定する有価証券の募集・売出しに關して、当該債券及び発行体の詳細について記載した書面) 本号の商品に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面 <u>金融商品取引法その他関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面(最良執行方針等を含む。)</u> (4)その他 上記(2)及び(3)で定めた取引に該当しない当社との取引について説明する書面 本号の取引に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面 その他上記に該当しない書面のうち、当社が電子交付により提供することを定めたもの</p>
<p>(削除)</p>	<p>2.お客さまは、前項の対象書面のうち本サービスを利用して電子交付とする書面を、各号の区分ごとに選択できるものとし、本サービスの利用を申込みした同一区分内の書面は、すべて電子交付されます。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3.当社は、対象書面の電子交付を開始する時期を当社ホームページで公表するものとし、それ以前は紙媒体による書面交付を行います。</p>
<p>(削除)</p>	<p>4.当社は、対象書面のうち、第1項(1)に定める書面がお客さまページ(口座番号、パスワード入力後に掲載されるお客さまの特定ページをいいます。以下同じ。)に記録される日(以下「記録日」といいます。)を、当社所定の申込書に記載する又は当社ホームページで公表するものとし、</p>
<p>2 当社は、対象書面の種類を追加する場合には、当該種類について、当社が定める方法(当社のホームページにおける公表を含みます。)により事前に公表するものとし、この場合には、当該種類の書面を対象書面とすることについてお客さまの承諾があったものとして取り扱うものとし、</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第3条 デジタル提供の方法 本サービスのうち当社がお客さまに対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、第1条第2項各号に掲げる本サービスの種類および対象書面ごとに当社が定めるものとし、 (1)電子メールその他の方法(次号の方法を除きます。)を利用して、<u>当社の使用する電子計算機(当社との契約により、ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客さままたは当社の用に供する者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単</u></p>	<p>第3条 電子交付方法 1.当社は、次のいずれかの方法により、紙媒体による対象書面の交付に代えて当該書面の記載事項をお客さまへ提供するものとし、<u>ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとし、</u>  (新 設)</p>

<p>に「<u>当社の電子計算機</u>」といえます。)から、インターネットその他の電気通信回線を通じ、パーソナルコンピュータその他のお客さまの使用する電子計算機(データセンターその他のお客さまとの契約によりお客さまファイル(専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。以下同じです。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「<u>お客さまの電子計算機</u>」といえます。)に<u>対象書面の記載事項を送信し、当該お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法</u></p> <p>(2)<u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページにおいて表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法</u></p> <p>(3)<u>当社の電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法</u></p> <p>(4)<u>当社の電子計算機に備えられた閲覧ファイル(同時に複数のお客さまの閲覧に供するための記載事項を記録させるファイルをいいます。))に記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法</u></p> <p>(5)<u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめお客さまが指定したファクシミリ番号に当社が記載事項を送信する方法(以下「<u>当社からのファクシミリ交付</u>」)といえます。)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(1)<u>当社ホームページのお客さまページと当社データベースの閲覧ファイルをリンクさせ、当該閲覧ファイルに対象書面の記載事項を記録して、お客さまによる閲覧を可能とする方法</u></p> <p>(2)<u>当社ホームページの画面と当社データベースの閲覧ファイルをリンクさせ、当該閲覧ファイルに書面の記載事項を記録して、お客さまによる閲覧を可能とする方法</u></p> <p>(新 設)</p>
<p>2 <u>本サービスのうちお客さまが当社に対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、対象書面ごとに当社が定めるものとし、</u></p> <p>(1)<u>電子メールを利用して、お客さまの電子計算機から当社の電子計算機に記載事項を送信し、当社の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>(2)<u>当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまが当社の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法</u></p> <p>(3)<u>ファクシミリ装置を利用して、あらかじめ当社が指定したファクシミリ番号にお客さまが記載事項を送信する方法(以下「<u>当社からのファクシミリ交付</u>」)と合わせて単に「<u>ファクシミリ交付</u>」といえます。)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>3 <u>本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF形式(当該記載事項のデジタル提供の時点で最新のバージョンのAdobe Acrobat Reader DC(Adobe Inc. の提供するこれに相当するPDF閲覧ソフトウェアを含みます。))により閲覧可能なものに限ります。)のファイルまたはファクシミリ装置のメモリー機能において利用される形式のファイルのうち、対象書面の種類ごとに当社が定めるもの</u>とします。</p>	<p>2.<u>本サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDF形式のファイル(以下、対象書面の記載事項を記録したPDF形式の閲覧ファイルを「<u>電子書面</u>」)といえます。))とします。なお、<u>電子書面を閲覧するためには、最新バージョンのPDF閲覧ソフトが必要</u>となります。</u></p>
<p>第4条 <u>利用要件および申込方法等</u></p> <p>お客さまは、本サービス(当社からのファクシミリ交付を除きます。)の利用にあたり、各号に掲げるサービスごとに定められる要件のすべてに該当する場合に<u>限り利用することができるもの</u>とします。</p> <p>(1)電子交付サービス</p> <p>イ <u>日興イーゼートレードの利用申し込みをしていること</u></p> <p>ロ <u>お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u></p> <p>ハ <u>お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること</u></p> <p>ニ <u>お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(2)メール電子交付サービスまたはEメールおよびFAXによる電子交付サービス</p> <p>イ <u>お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること</u></p> <p>ロ <u>お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること</u></p> <p>ハ <u>お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその</u></p>	<p>第4条 <u>申込</u></p> <p>1.お客さまは、<u>次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込み</u>ができるものとします。</p> <p>(1)<u>日興イーゼートレードの利用申し込みをしていること</u></p> <p>(2)<u>インターネットを利用できること</u></p> <p>(3)<u>お客さまが使用する電子計算機(パソコン等)においてPDF閲覧ソフトが利用可能であること</u></p> <p>(4)<u>電子書面をプリンター等で出力し、書面の作成が可能であること</u></p> <p>(5)<u>お客さまが本取扱規程を承諾すること</u></p> <p>(新 設)</p>

<p>他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること</p>	
<p>2 お客さまは、次の第1号および第2号に定める要件に該当する場合に限り、「当社からのファクシミリ交付」による本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>(1)お客さまが管理するファクシミリ装置により記載事項の受信が可能であること</p> <p>(2)前号の当該ファクシミリ装置が、受信した記載事項を遅滞なく紙面上に印刷し出力するものであること（前号のファクシミリ装置がメモリー機能を有する場合には、受信および記録した記載事項を出力することにより書面の作成が可能であること）</p>	<p>(新 設)</p>
<p>3 お客さまは、本取扱約款の内容を承諾の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により当社に対して「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスの利用をそれぞれ申し込み、当社がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(1)当社所定の申込書を提出する方法</p> <p>(2)当社が指定する方法に基づき、電子メールの送信またはファクシミリ装置を用いた送信により申し込む方法</p> <p>(3)当社が指定する方法に基づき、当社のホームページ上等の所定の画面から申し込む方法</p> <p>(4)対象書面のうち当社の定める一定の書面に限定して電話その他の当社が指定する方法により申し込む方法</p>	<p>2.お客さまは、次のいずれかの方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(1)日興イーजीトレード等の所定の画面から利用申込みする方法</p> <p>(2)当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ提出する方法</p> <p>(3)当社が指定する方法に基づきファクシミリまたは電子メールにより利用申込みする方法</p> <p>(新 設)</p>
<p>4 お客さまによる本サービスの申し込みは、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに定められる全ての種類の対象書面について、一括して行われるものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>5 本サービスの提供は、第3項に基づく当社の承諾後、対象書面の種類ごとに当社が定める日に開始するものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>本サービスは、次の各号に掲げる取扱いのほか、当社が定めるところにより提供されるものとします。</p> <p>(1)本サービスに係る対象書面は、その作成基準日が前条第5項に定める日から次条に定める本サービスの終了の日までの期間（以下「利用期間」といいます。）に到来するものに限られること</p> <p>(2)当社は、当社がお客さまに対して交付する対象書面については、原則として、デジタル提供に代えてまたはデジタル提供と重複して書面の交付を行わないこと</p> <p>(削 除)</p> <p>(3)前号にかかわらず、当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、利用期間内においても、デジタル提供に代えてまたはこれに加えて、書面を交付しまたは交付を受けることができること</p> <p>(4)本サービスのうち複数のサービスを利用されているお客さまの場合、いずれのサービスにより交付するか当社が定めることができること</p>	<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>お客さまは、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>(1)電子書面の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中であること</p> <p>(2)電子書面により交付された対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む。）について、紙媒体での再交付は行われないこと（ただし、税法その他の法令の規定に基づき、お客さまからの請求に応じて、紙媒体による再交付が義務付けられる場合を除きます。）</p> <p>(3)紙媒体により交付された対象書面（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む。）について、電子書面での再交付は行われないこと</p> <p>(4)前号にかかわらず、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても電子交付に代えて又はこれに加えて、紙媒体により交付する場合がありますこと</p> <p>(新 設)</p>
<p>2 当社は、第3条第1項第3号または同項第4号に定める方法によりデジタル提供を行った対象書面については、当該書面をデジタル提供した日以後5年間記載事項をお客さまの閲覧に供するものとします。ただし、法令諸規則において別段の定めがある場合には、これと異なる取扱いをする場合があります。</p>	<p>第6条 閲覧可能期間</p> <p>1.当社は、電子交付を行った次の各号に掲げる電子書面について、当該各号に定める期日まで、お客さまの閲覧に供するものとします。</p> <p>(1)第2条第1項(1)の書面 当該書面の記録日から5年を経過する日まで</p> <p>(2)第2条第1項(2)の書面 当該書面に基づいて買付した残高がなくなった日から5年を経過する日まで</p> <p>(3)第2条第1項(3)及び(4)の書面 当該書面に基づいて買付した日から5年を経過する日まで</p> <p>2.当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には前項に定める日以前に電子書面の閲覧を停止することができるものとします。</p> <p>(1)電子書面の記載事項を紙媒体により交付した場合</p>

	<p>(2)お客さまの承諾を得て、他の電磁的方法(本サービスで定める電子交付の方法以外のものを含む。)により交付する場合(ただし、お客さまの電子計算機(パソコン等)に記録される場合又はこれに準ずる場合に限ります。)</p> <p>(3)お客さまが、当社が定める方法により電子書面の消去の申出をし、かつ当社がこれを了承した場合</p>
(削除)	<p>第7条 対象書面の追加</p> <p>お客さまは、当社が本サービスにおいて電子交付により提供する書面の種類を追加する場合について、以下の取扱いとすることに同意するものとします。</p> <p>(1)第2条第1項に基づき書面を追加する場合 追加する書面について、当社のホームページで事前に公表することで、お客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱うこと。</p> <p>(2)第2条第1項に掲げる書面以外の金融商品取引法、税法その他これらの関係法令により交付義務のある書面を追加する場合 追加する書面について、当社が、お客さまから第4条第2項の方法により申込みを受けたいうえで、当該書面を電子交付により行うこと。この場合において、本取扱規程は、当該追加する書面が対象書面に含まれるものとして変更されたものとします。</p>
<p>第6条 本サービスの終了</p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了するものとします。</p> <p>(1)当社が指定する方法によりお客さまから当社に対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスを解約する旨の申出があった場合(日興イーゾートレードの利用解除が行われた場合には、「電子交付サービス」を解約する旨の申出があったものとして取り扱います。)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)本サービスに関連するお客さまの口座が廃止された場合</p> <p>(3)次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに解約を申し出た場合</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</p> <p>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明した場合</p> <p>ハ 当社が本取扱約款の規定に基づくお客さまとの合意により行っている本サービスについて、法令諸規則の規定に基づきお客さまとの合意によらないデジタル提供に切り替える場合</p> <p>(4)当社が定める方法(当社のホームページにおける公表を含みます。))により、当社が全てのお客さまについて本サービスの全部または一部の提供を終了する旨および当該終了の日について事前に周知した場合</p>	<p>第8条 解除</p> <p>1.本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <p>(1)当社が定める方法によりお客さまから本サービスを解除する旨の申し出があった場合</p> <p>(2)日興イーゾートレードの利用解除が行われた場合</p> <p>(3)本サービスに関連する口座が廃止された場合</p> <p>(4)次に掲げるいずれかの事由その他の止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき</p> <p>ロ お客さまが第4条第2項に定める本サービスの申し込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明したとき (新設)</p> <p>(5)当社が定める方法(当社のホームページにおける公表を含む。))により当社が全てのお客さまについて本サービスの提供を終了する旨および当該終了日について事前に周知した場合</p>
2 前項第1号に定める解約する旨の申出の受付は当社所定の方法で受付後に処理がなされた時点で解約されます。当社およびお客さまは、前項に定める本サービスの終了後は当該サービスに定めるデジタル提供を行わないものとします。	(新設)
(削除)	2.お客さまは、当社が定める方法により本サービスの解除を申し出ることができ、この場合、当社はお客さまの申出を承諾するものとします。
<p>第7条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</p> <p>(1)通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害によるデジタル提供の遅延、誤作動または不能により生じた損害</p> <p>(2)次に掲げるいずれかの事由で生じた損害</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</p> <p>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みの際に事実と異なる申告を行っていたことが判明した場合</p>	<p>第9条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。</p> <p>(1)お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第4条第1項に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害</p> <p>(2)通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</p>



(3)前条に定める本サービスの終了により生じた損害	(新 設)
<p>第8条 他の約款との関係 本取扱約款の規定が適用される場合(メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用する「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」の場合を除きます。)には、当社の他の約款における「書面」および「書面の交付」に関する規定は、それぞれ「記載事項」および「デジタル提供」に読み替えて適用するものとします。</p>	<p>第10条 他の規定・約款との関係 この規程に定めのない事項については、証券取引約款及び外国証券取引口座約款により取り扱います。なお、証券取引約款及び外国証券取引口座約款における書面の郵送等に関する部分は、電子交付によるものと読み替えるものとします。</p>
<p>第9条 法令諸規則との関係 本取扱約款の規定にかかわらず、当社は、法令諸規則の規定に基づき、お客さまとの合意によらずに対象書面の記載事項のデジタル提供が可能である場合に、当社の判断により、本取扱約款の規定を適用せず、当該法令諸規則の規定に基づきお客さまに対してデジタル提供を行うことができるものとします。本条に基づくお客さまとの合意によらないデジタル提供を行う場合には、当社はあらかじめ当社のホームページでの公表その他の適切な方法により、対象書面の種類、デジタル提供において利用される電磁的方法その他の情報を周知するものとします。</p>	(新 設)
<p>第10条 本取扱約款の変更 本取扱約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第11条 本取扱規程の変更 この規程は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>
<p>附則 第1条 効力発生日 改定後の本取扱約款(以下「新約款」といいます。)の規定は、2025年4月14日(以下「効力発生日」といいます。)から適用されるものとします。</p>	(新 設)
<p>第2条 従来からの利用者の取扱い 効力発生日前に改定前の「電子交付サービス取扱規程」(以下「旧規程」といいます。)の規定に基づく電子交付サービスの利用をされているお客さま(以下「従前のお客さま」といいます。)については、新約款に基づき「電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。ただし、従前のお客さまについては、新約款第4条第4項の規定を適用せず、効力発生日以後も旧規程第2条第1項および第2項の規定を適用するものとします。 2 効力発生日前に改定前の「電子交付サービスに関する取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。 3 効力発生前に改定前の「Eメール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。</p>	(新 設)
2025年4月14日改定	2024年1月1日改定

最新の「約款・規定集(個人のお客さま用)」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→



<一部誤植に関するお知らせ>

「約款・規定集(個人のお客さま用)」掲載の「日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動けいぞく投資約款」において、「8.キャッシング(即日引出)」(1)③に誤植(カッコの記載漏れ)がございましたことをご知らせいたします。該当箇所は、「約款・規定集(個人のお客さま用)」2025年4月版にて修正いたします。

【新設】

【反社会的勢力ではないこと等についての表明・確約】

お客さまには、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設される際に、以下記載の通りに表明・確約をいただいております。

反社会的勢力ではないこと等についての表明・確約

1.私(本口座名義人)は、次の(1)から(6)の事項についてそれぞれ表明・確約いたします。

(1)現在かつ将来にわたり次のイからトのいずれにも該当しないこと。

- イ. 暴力団
- ロ. 暴力団員
- ハ. 暴力団準構成員
- ニ. 暴力団関係企業
- ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ヘ. 準暴力団およびその他の犯罪集団
- ト. その他イからへに準ずる者

(2)反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ将来にわたっても利用等しないこと。

(3)自らまたは第三者を利用し次のイからホに該当する行為を行わないこと。

- イ. 暴力的な要求行為
- ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ホ. その他イからニに準ずる行為

(4)貴社に預け入れようとする資金等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「犯罪による収益」に該当しないこと。

(5)「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行わないこと。

(6)日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。

なお、私が上記の表明・確約に違反し、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社との取引が停止され、または通知により本口座が解約されても、異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合であっても、一切を私の責任といたします。

2.前項に定める表明・確約に関し、またはその他貴社が必要と判断した場合において、私は、貴社に対し、資産・収入の状況、取引目的、職業・地位、資金源その他貴社が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じます。

以上  
2025年4月  
S M B C 日興証券株式会社